

# 東 基 連

# 5

No. 774

定価/100円(消費税込み)

## 令和6年度 東京労働局行政運営方針(その1)

安心して働き活躍できる TOKYO へ

### 雇用環境・均等行政(雇用環境・均等部)

- 働き方改革
- 非正規労働者の待遇改善
- 女性活躍の推進
- ハラスメント対策

### 労働基準行政(労働基準監督署)

- 労働条件の確保・改善
- 労働者の安全、健康確保
- 労災保険の給付
- 労働保険料の徴収

### 職業安定・人材開発行政(ハローワーク・需給調整事業部)

- 求職者に対する就職支援
- 求人者に対する充足支援
- 失業等給付の支給
- スキル向上・キャリア開発支援
- 労働力需給調整事業の適正な運営の促進



第23回 桃樹のちょこっと用語  
パンフレット  
「労働基準法 素朴な疑問 Q & A」  
どんなパンフレット?  
答えは、この5月号のどこかに。

## 第1部 令和6年度の主な重点施策

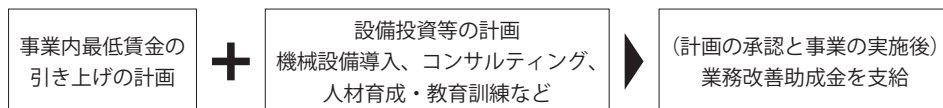
### 第1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

#### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援

##### 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援を行います。

##### (1) 業務改善助成金



##### (2) 引上げ検討資料の提供

地域の賃金水準や業務改善助成金などの支援策を紹介しています。

賃金引上げ  
特設ページ



- ◆ 令和6年度東京労働局行政運営方針(その1) ..... 1
- ◆ 東京労働局人事異動 ..... 10
- ◆ 令和5年賃金構造基本統計調査の概況 ..... 12
- ◆ 職場での熱中症予防対策に取り組みましょう! ..... 21
- ◆ 令和6年度熱中症予防セミナーのご案内 ..... 22
- ◆ 外国人労働者相談コーナー—一部移転のお知らせ  
(行政の窓から) ..... 24

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

・業務改善助成金 活用例(飲食店)

料理の仕込みを効率化するため、高性能製氷機とコールドテーブル(作業台兼冷凍冷蔵庫)を導入。

仕込み時間 75% 減  
料理提供までの時間 50% 減 ➡ 全員の時給 90 円 Up ↑

最低賃金制度の適切な運営

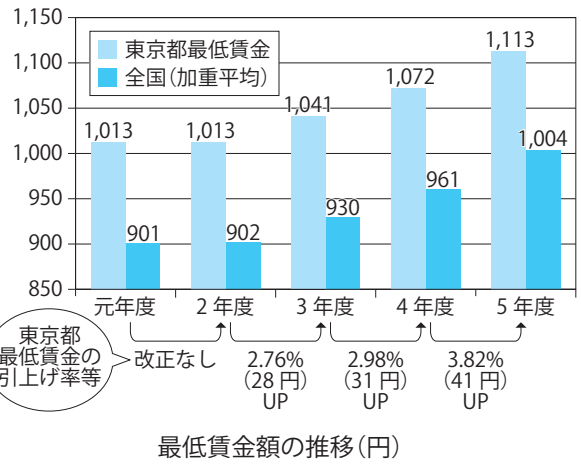
(1) 東京都最低賃金(地域別最低賃金)の改正

時間額：1,113 円(41 円引上げ)

発効日：令和 5 年 10 月 1 日

(2) 監督指導等による最低賃金の履行確保

支援策の周知・利用促進とあわせて実施します。



オリジナルポスターによる周知



労働基準監督署による履行確保監督



オリジナルキャラクター【さいちん犬】による広報

2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、非正規雇用労働者の正規化促進

労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

・パートタイム・有期雇用労働法に基づく助言・援助等

労働基準監督署による監督指導において同一労働同一賃金について確認し、待遇の状況を把握した後、雇用環境・均等部において不合理な待遇差の解消に向けた指導を行います。



パートタイム・有期雇用労働法に基づく集団指導

非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化、「年収の壁」を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しします。

(1) 年収の壁・支援強化パッケージ

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」(「106 万円の壁」・「130 万円の壁」・「配偶者手当への対応」)を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

(2) キャリアアップ助成金の活用勧奨

「年収の壁」(「106 万円の壁」)を意識せず働くことのできる環境づくりを支援するキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめとする各コースの周知、活用勧奨を行います。

厚生労働省必  
要なお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が  
「年収の壁」を意識せず  
に働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する支援

年収106万円以上の場合  
厚生年金・健康保険(加入者)・国民年金・国民健康保険料は、保険料負担を減らし、負担を軽減します。

年収130万円以上の場合  
国民年金・国民健康保険料は、保険料負担を減らし、負担を軽減します。

「106万円の壁」対応  
パート・アルバイトで働く方の、厚生年金(健康保険料負担)を減らす。手取り収入を増やさない取組。を奨励する企業に対し、労働者が1人当たり最大50万円の支援をします。

「130万円の壁」対応  
パート・アルバイトで働く方の、労働者に労務費負担を減らすことにより、収入が一時的に上がったとしても、企業がその負担を証明することで、引当金制度法に基づき認定が可能となる仕組みを構築します。

・東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

中小・小規模事業主の「働き方改革」について、社労士等の専門家が電話・窓口相談、訪問コンサルティング、セミナー開催・講師派遣等のサービスをワンストップで行います。

### 主な相談内容

- ・労務管理(労働時間管理等) ・各種助成金 ・同一労働同一賃金
- ・人手不足 ・生産性向上 ・賃金引き上げ ・就業規則改定

### 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

令和6年4月から無期転換申込権等の労働条件明示のルールが変わることについて周知を図ります。



講師派遣による中小企業向けセミナー

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が発生する契約の更新時	・無期転換申込機会 ・無期転換後の労働条件 + 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

## 第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進

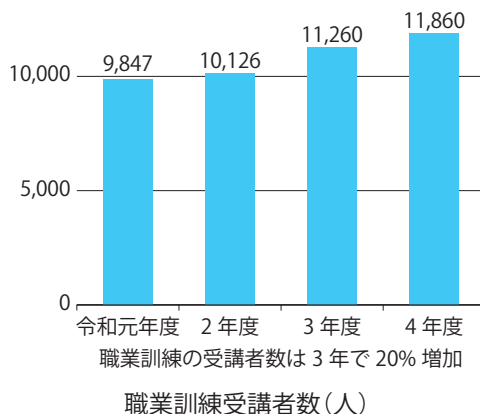
### 1 リ・スキリングによる能力向上支援

#### 公的職業訓練(ハロートレーニング)の推進

デジタル人材の育成及び人手不足分野等への円滑な労働移動のため、地域の人材ニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)を計画、推進しています。

ハローワークでは職業訓練の魅力やメリットを発信するとともに、求職者一人ひとりとの相談により、安定就労に向けた職業訓練の受講を推進し、職業訓練受講中から修了後の就職まで一貫した支援を行っています。

職業訓練を通して地域の成長分野・人手不足分野企業と求職者のマッチングに取り組んでいます。



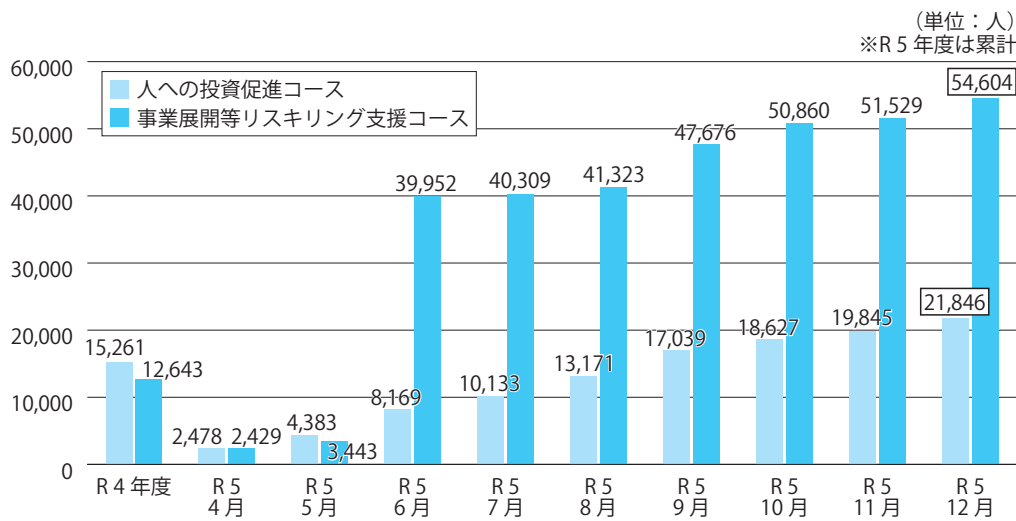
## 在職者等のリスキリング支援

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対し、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させる訓練やリスキリングを実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。1事業所1年度あたりの助成限度額は、「人への投資促進コース」で2,500万円、「事業展開等リスキリング支援コース」で1億円です。

在職者等のリスキリングを支援するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」については、**制度解説に関するYouTube動画の掲載**や**事業主向けセミナーの開催等**を通じて、制度の周知を行い、さらなる活用を勧奨します。

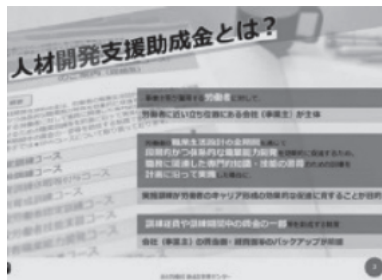
助成限度額・助成率・賃金助成額

	人への投資促進コース	事業展開等リスキリング支援コース
1事業所1年度あたりの助成限度額	2,500万円	1億円
経費助成率	45～75%	60～75%
賃金助成額	0～960円/H	0～960円/H



令和5年12月末の時点でR4年度より受講予定者数 2.74倍 増加

計画届(受講予定者数)の申請状況



人材開発支援助成金の制度解説(動画)



事業主向けセミナー

## スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う出向元事業主へ支給される「スキルアップ支援コース」と、生産性向上に資する取組等を行うために必要な新たな人材の雇入れを行う事業主へ支給される「産業連携人材確保等支援コース」の活用勧奨を図ります。

## 2 成長分野等への労働移動の円滑化

### 成長分野等の業務を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援

特定求職者雇用開発助成金「成長分野等人材確保・育成コース」について、活用勧奨を図り、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促進します。



## 民間人材サービス事業者の適正な運営の推進

都内の労働者派遣事業所数は約 12,000 所、職業紹介事業所数は 1 万所超と増加しており、全国の事業所数の約 3 割を占めています。

民間人材サービス事業者の適正な運営を推進し、派遣労働者や求職者等が安心して働くことができる環境を整備するため、法制度の周知、許可・届出の的確な審査、指導監督を実施します。

### (1) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

同一労働同一賃金など派遣労働者の公正な待遇の確保に向けて、事業運営が適正に行われるよう、法制度の周知徹底や指導監督を実施します。

### (2) 偽装請負や多重派遣に対する指導監督

いわゆる偽装請負や多重派遣を行う事業者に対しては、行政処分、勧告、公表を含む厳正な指導監督を実施します。

ストップ偽装請負  
なくそう違法派遣

### (3) 職業紹介事業者に対する指導監督

医療・介護・保育分野をはじめとする職業紹介事業の適正な運営を確保するため、法制度の周知や指導監督を実施します。

### (4) 求人メディアに対する指導監督

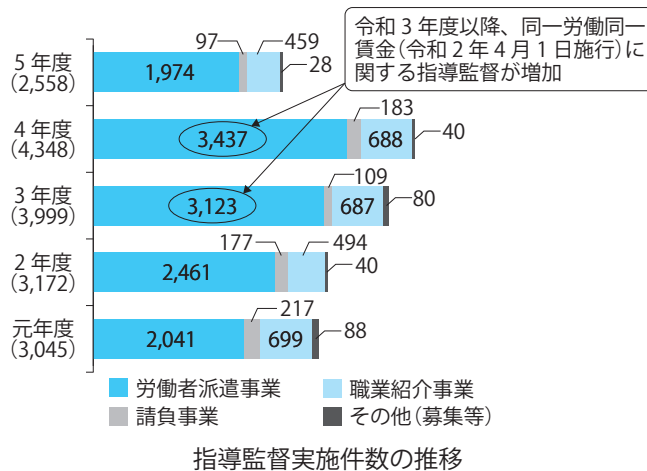
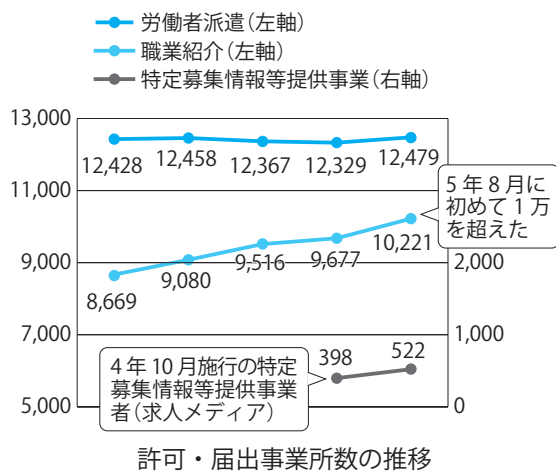
虚偽・誤解のない正確かつ最新の求人情報の提供、個人情報の取扱い、苦情に対する適切・迅速な対応など、事業運営が適正に行われるよう指導監督を実施します。



労働者派遣・職業紹介事業の  
許可証交付式



適正な事業運営に関する講習会



- 法制度を正しく理解いただくためのセミナーの開催

#### 派遣元向け「同一労働同一賃金セミナー」

労使協定に定める事項や協定締結までの流れについて、実例を交えながら解説します。

#### 派遣先向け「派遣先事業主・責任者講習会」

派遣労働者の受入れにあたって適用される法制度(派遣法、基準法、均等法等)を解説します。

#### 派遣労働者向け「派遣で働く、役立つ知識！ 派遣労働者セミナー」

派遣で働く際に知っておいてほしい知識や、派遣と正社員の違い(メリット、デメリット)について解説します。

#### 医療・介護・保育分野職業紹介事業者向け「職業紹介事業の適正な運営に係る講習会」

適正に運営するための留意点について、求人者の声を踏まえて解説します。

### 3 人手不足下における中小企業等に対する人材確保の支援

#### ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークでは、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集を行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図っています。

また、あらゆる機会を通じて、求職者と求人者がマッチングするために、**就職面接会や企業説明会、事業所PRイベント**等を開催しています。



求人コンサルティング窓口



個別ブース型企業説明会



事業所PR イベント(見学会&面接会)

#### 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

エッセンシャルワークと言われる、医療・介護・保育・建設・警備・運輸等の人手不足分野のマッチング支援を強化するため、都内8か所のハローワークに設置する「**人材確保・就職支援コーナー**」を中心に、求人者・求職者双方の状況を踏まえた支援及び**業界セミナーや施設見学・ツアー型就職面接会**など、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。



人材確保・就職支援コーナー



ツアー型就職面接会



セミナー

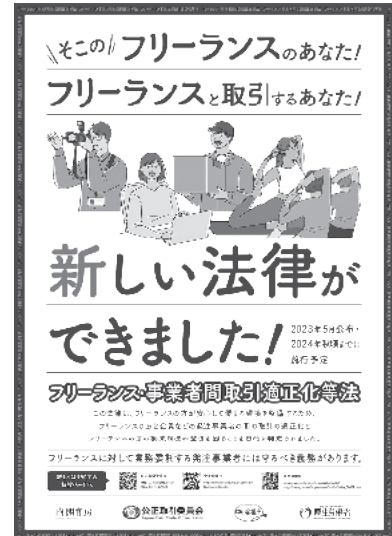
### 第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

#### 1 フリーランスの就業環境の整備

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行(令和6年秋頃予定)に向けて、周知啓発を行います。

同法施行後、フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、発注者等から必要な報告を求め、法違反等には是正指導等を行い、法の履行確保を図ります。

フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際は、フリーランスに関する関係省庁(内閣官房・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)が設置した「フリーランス・トラブル110番」を紹介しています。



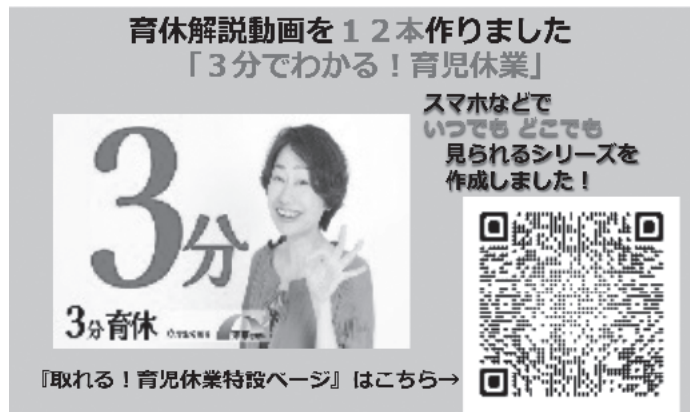
#### 2 仕事と育児・介護の両立支援

##### 仕事と育児・介護の両立支援

「産後パパ育休」をはじめとする育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図るとともに、両立支援等助成金の支給を通じ、事業主を支援します。

労働者の権利侵害が疑われる事案等には、事業主から必要な報告を求め、法違反等には是正指導等を行います。

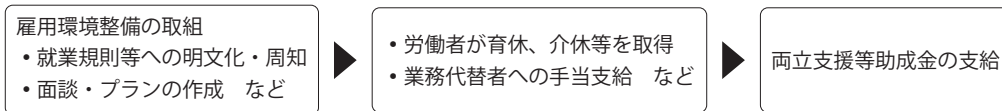
介護離職を予防するため介護休業制度等の周知を図ります。



育児休業解説動画のご案内

両立支援等助成金(例)

出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始の男性労働者が生じた中小企業事業主を支援
育休中等業務代替支援コース	育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用を実施した中小企業事業主を支援
介護離職防止支援コース	「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介休や介護のための柔軟な就労形態の制度利用者が生じた中小企業事業主を支援



##### ・次世代法による認定

「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企





業が、次世代育成支援に関する計画に定めた目標を達成した(くるみん)、より高い水準の取組を行った(プラチナくるみん)、不妊治療と仕事の両立をサポートしている(くるみんプラス)等の場合に認定。

マークを企業PRに活用できるほか、公共調達で加点評価を受けられます。

東京労働局管内の認定状況(令和5年12月末時点)

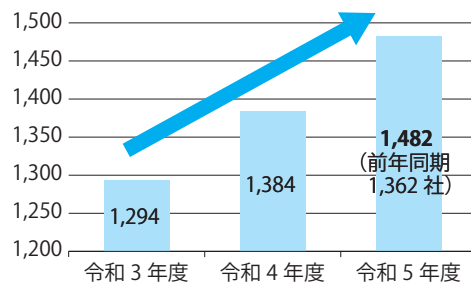
くるみん認定企業 1,482社(うちプラス7件)

プラチナくるみん認定企業 266社(うちプラス15件)

### マザーズハローワークにおける就職支援

子育てをしながら就職を希望する方等を対象としたマザーズハローワーク(東京(渋谷)・日暮里・立川)及び都内7か所のハローワークに設置するマザーズコーナーにおいて、個々の求職者のニーズに応じた予約制・担当制による就職支援を行います。

あわせて、オンラインを活用した就職支援サービスを推進するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して出張職業相談、出張就職支援セミナー等のアウトリーチ型支援を行うほか、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保等を行います。



くるみん認定企業数の推移(単位:社)



マザーズコーナー



マザーズハローワーク相談風景



キッズコーナー



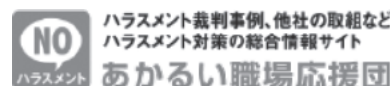
就職面接会への相談ブース出席

### 3 ハラスメント防止対策

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、是正指導を行います。

「就職活動中の学生等に対するハラスメント」は、「ハラスメント防止指針」に基づく望ましい取組の周知を図り、自主的な取組を促します。学生等からの相談により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

カスタマーハラスメントに対して、同指針に基づいた自主的な取組を促します。



### 4 女性活躍推進のための支援

女性の活躍を推進するため、女性活躍の基礎となる男女雇用機会均等法の違反の事実が認められる企業に対し是正指導等を行います。

女性活躍推進法等により常時雇用する労働者数301人以上の事業主について男女の賃金の差異に係る情報公表が義務づけられていることから、引き続き適切に情報の公表・更新が行われるよう指導するとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の利用促進を図ります。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう!

女性の活躍推進企業 データベース





男女の賃金の差異は、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果として現れるものであることから、**差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善**及びより一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

・女性活躍推進法による認定

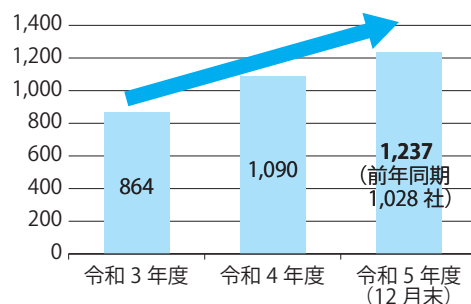
「えるぼし」「プラチナえるぼし」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である(えるぼし)、特に優良である(プラチナえるぼし)等の場合に認定。マークを企業PRに活用できるほか、公共調達で加点評価を受けられる。

東京労働局管内の認定状況(令和5年12月末時点)

えるぼし認定企業 1,237社

プラチナえるぼし認定企業 19社



えるぼし認定企業数の推移(単位：社)



第23回 桃樹のちょこっと用語  
パンフレット「労働基準法 素朴な疑問 Q&A」

東京労働局が作成・発行している労働基準法等に関する「素朴な疑問」と「回答」をまとめたパンフレット(35ページ)。

副題に「従業員が働きやすい会社は伸びる!」とし、労働基準法等に関連する144のQ&Aを掲載。

働く現場で発生する労務管理に関する疑問を具体的な事例で示し、法令に基づく詳しい内容を分かりやすく解説。

「労働条件明示」「労働時間」から「休暇」「賃金」「割増賃金」。そして「解雇」「退職」までを網羅的に記述。

末尾には「業務改善助成金の活用事例」も紹介。

東京労働局のホームページからもダウンロード可能。各労働基準監督署の窓口でも配布している。最新版は2024年3月発行。

# 東京労働局人事異動

東京労働局では4月1日付で次のとおり人事異動がありました  
(労働基準行政系統)

## 総務部

総務部長	新	森	奈美
総務調整官	新	土屋	貢紀
総務課			
総務企画官		佐藤	泰隆
課長補佐		村田	公信
会計課			
会計課長	新	佐藤	孝広
課長補佐		中込	俊洋

## 雇用環境・均等部

雇用環境・均等部長		中込	左和
企画課			
企画課長	新	高橋	大忒
課長補佐(企画)	新	宮内	浩志
課長補佐(助成金)		内田	圭
指導課			
指導課長	新	佐々木	佐知子
総括雇用環境改善・ 均等推進指導官		横山	ちひろ
課長補佐	新	川鍋	修康
統括労働紛争調整官	新	江口	貴志

## 労働保険徴収部

労働保険徴収部長	新	宮本	吉雄
徴収課			
徴収課長	新	梅澤	奈緒樹
課長補佐		佐藤	英行
適用・事務組合課			
適用・事務組合課長	新	浅川	勲
課長補佐	新	岡	慎祐
課長補佐		中田	卓次
事務組合室			
室長補佐	新	関根	寿男

## 労働基準部

労働基準部長	新	岡田	直樹
監督課			
監督課長	新	神子沢	啓司
主任監察監督官		木村	恭巳
副主任監察監督官	新	今井	義人
統括特別司法監督官	新	生見	卓也
庶務室			
庶務室長	新	信太	尚子
安全課			
安全課長		伊藤	聖
主任安全専門官	新	成田	光志
副主任安全専門官		長利	智隆
副主任安全専門官		久保田	隆浩
副主任安全専門官	新	野上	浩一
課長補佐		葛葉	丈典
健康課			
健康課長	新	坂本	直己
主任衛生専門官		柳	多賀子
副主任衛生専門官	新	本多	和広
課長補佐	新	明間	聡
賃金課			
賃金課長	新	若月	知宏
主任賃金指導官	新	磯部	健二
課長補佐		宮澤	宜敬
労災補償課			
労災補償課長		高田	正樹
労災管理調整官	新	有村	紀子
主任労災保険審査官	新	藤原	美恵
主任労災補償監察官	新	羽田	亨
副主任労災保険審査官	新	七條	純子
副主任労災保険審査官	新	甲州	治
副主任労災保険審査官		立山	広枝
副主任労災補償監察官	新	小比田	達信

中央署	署長	武元 洋一	副署長	伊澤 理恵
	副署長	新 大野 武見	署長	新 高橋 英雄
	副署長	新 富樫 哲也	副署長	新 横山 高志
上野署	副署長	新 大杉 恭美	署長	田中 宏治
	署長	大國 尚士	副署長	遠藤 忍
	副署長	新 恒吉 恵美	副署長	高垣 善亘
三田署	署長	新 河村 直子	署長	新 石井美佐子
	副署長	新 國府田純一	副署長	坂本 和
	副署長	新 森下 弘貴	副署長	野口 俊也
品川署	副署長	新 田中 智美	署長	新 田村 滋康
	署長	新 吉清水信也	副署長	澤村 敬太
	副署長	新 後藤 珠美	副署長	新 亀岡 宣幸
大田署	副署長	新 森本さと美	署長	新 梶山 英之
	署長	新 新名準一郎	副署長	新 森 健一郎
	副署長	真田 暁	署長	新 長久保明子
渋谷署	副署長	新 松倉 晴美	副署長	新 山田 貴生
	署長	新 白浜 弘幸	副署長	新 大平 三美
	副署長	新 石嶋 秀樹	署長	新 福島 憲一
新宿署	副署長	新 皆川 豊	副署長	高嶋 将寛
	署長	新 雨森 哲生	副署長	新 神保 経子
	副署長	新 津田 太郎	署長	新 鈴木 基泰
池袋署	副署長	新 野村 史朗	署長	新 後藤 克巳
	署長	立山 俊昭	副署長	関和 慎一
	副署長	高橋 和彦	副署長	新 久保田千春
	新 橋本 幹生	支署長	新 藤原 尚子	
		王子署		
		足立署		
		向島署		
		亀戸署		
		江戸川署		
		八王子署		
		立川署		
		青梅署		
		三鷹署		
		町田支署		



# 令和5年賃金構造基本統計調査の概況

東京労働局 労働基準部 賃金課

## 1 調査の概要

賃金構造基本統計調査は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等を明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された78,623事業所のうち有効回答を得た55,490事業所から、10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所(48,651事業所)について集計したものです。

賃金構造基本統計調査では、労働者の雇用形態、年齢、性別などの属性と賃金の関係を明らかにする目的に鑑みて、調査月に18日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としております。

詳細は厚生労働省ホームページ上の「利用上の注意」を参照してください。

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょ部を除く。)

#### (2) 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

#### (3) 事業所

事業所母集団データベース(令和元年次フレーム)の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に無作為抽出した78,623事業所を客体とした。

### 3 調査事項

事業所の属性及び雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数、労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

### 4 調査の時期

令和5年6月の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については令和4年1月から令和4年12月までの1年間)について、令和5年7月に調査を行った。

## 5 調査の方法

調査票の配布は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業(以下「一括調査企業」という。)にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者(以下「民間事業者」という。)から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所(以下「一括調査企業以外の事業所」という。)にあっては厚生労働省から、それぞれ郵送することにより行った。

調査票の回収は、(ア)記入済みの調査票を郵送する方式、(イ)インターネットを利用したオンライン報告方式、(ウ)調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式のうちいずれかの方法により、以下のとおり回収した。

### (1)一括調査企業

(ア)及び(ウ)については民間事業者が、(イ)については厚生労働省が回収した。

### (2)一括調査企業以外の事業所

(ア)及び(ウ)については都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。

ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。(イ)については厚生労働省が回収した。

## 6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

## 7 調査統計

### (1)一括調査企業

#### (ア)調査票の配布

厚生労働省-民間事業者-報告者

#### (イ)調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省-民間事業者-報告者

(オンライン調査)

厚生労働省-報告者

### (2)一括調査企業以外の事業所

#### (ア)調査票の配布

厚生労働省-報告者

#### (イ)調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省-都道府県労働局-(労働基準監督署)-(調査員・職員)-報告者

(オンライン調査)

厚生労働省-報告者

## 8 調査対象、有効回答数及び有効回答率

統計対象数：78,623 事業所

有効回答数：55,490 事業所

有効回答率：70.6%(前年 70.5%)

なお、本概況では、有効回答を得た 55,490 事業所のうち、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(48,651 事業所)について集計した。

## II 結果の概要

### 1 一般労働者の賃金

#### (1) 賃金の推移

賃金は、男女計 318.3 千円、男性 350.9 千円、女性 262.6 千円となっている。

男女間賃金格差(男=100)は、74.8 となっている。(第1表、第1図)

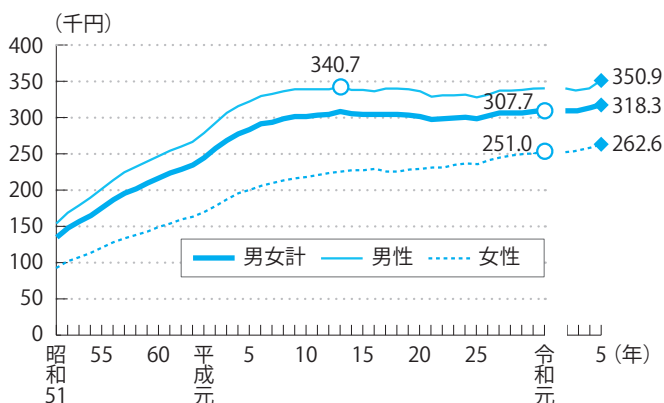
第1表 性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移

年 <sup>1)</sup>	男女計		男		女		男女間賃金格差	
	賃金(千円)	対前年増減率 <sup>2)</sup> (%)	賃金(千円)	対前年増減率 <sup>2)</sup> (%)	賃金(千円)	対前年増減率 <sup>2)</sup> (%)	(男=100)	対前年差 <sup>2)</sup> (ポイント)
平成 13(2001)年	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8	65.3	-0.2
14(2002)	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5	66.5	1.2
15(2003)	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3	66.8	0.3
16(2004)	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.6	0.8
17(2005)	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4	65.9	-1.7
18(2006)	301.8	-0.1	337.7	0.0	222.6	0.0	65.9	0.0
19(2007)	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2	66.9	1.0
20(2008)	299.1	-0.7	333.7	-0.9	226.1	0.4	67.8	0.9
21(2009)	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.8	2.0
22(2010)	296.2	0.6	328.3	0.5	227.6	-0.2	69.3	-0.5
23(2011)	296.8	0.2	328.3	0.0	231.9	1.9	70.6	1.3
24(2012)	297.7	0.3	329.0	0.2	233.1	0.5	70.9	0.3
25(2013)	295.7	-0.7	326.0	-0.9	232.6	-0.2	71.3	0.4
26(2014)	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.2	0.9
27(2015)	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.2	0.0
28(2016)	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	73.0	0.8
29(2017)	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	73.4	0.4
30(2018)	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	73.3	-0.1
令和元(2019)	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	74.3	1.0
*令和元(2019)年 <sup>2)</sup>	306.0	...	336.1	...	249.8	...	74.3	...
2 <sup>2)</sup> (2020)	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	74.3	0.0
3(2021)	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	75.2	0.9
4(2022)	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	75.7	0.5
5(2023)	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	74.8	-0.9

注：1)平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。

2)令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更しているため、令和2年の対前年増減率及び対前年差(ポイント)は、同じ推計方法で集計した令和元年の数値を基に算出している。

「\*令和元(2019)年<sup>2)</sup>」は、令和2年と同じ推計方法で集計した令和元年の数値を参考として掲載したものである。



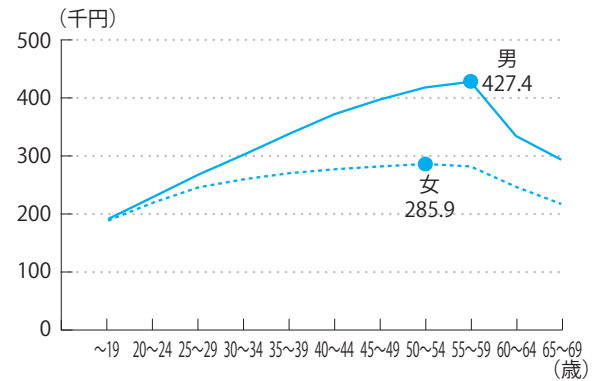
注：平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

第1図 性別賃金の推移



### (2)性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59歳で427.4千円(20～24歳の賃金を100とすると186.4)と賃金がピークとなり、その後下降している。女性では、50～54歳の285.9千円(同130.2)がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。(第2図、第2表)



第2図 性、年齢階級別賃金(令和5年)

第2表 性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び年齢階級間賃金格差(令和5年)

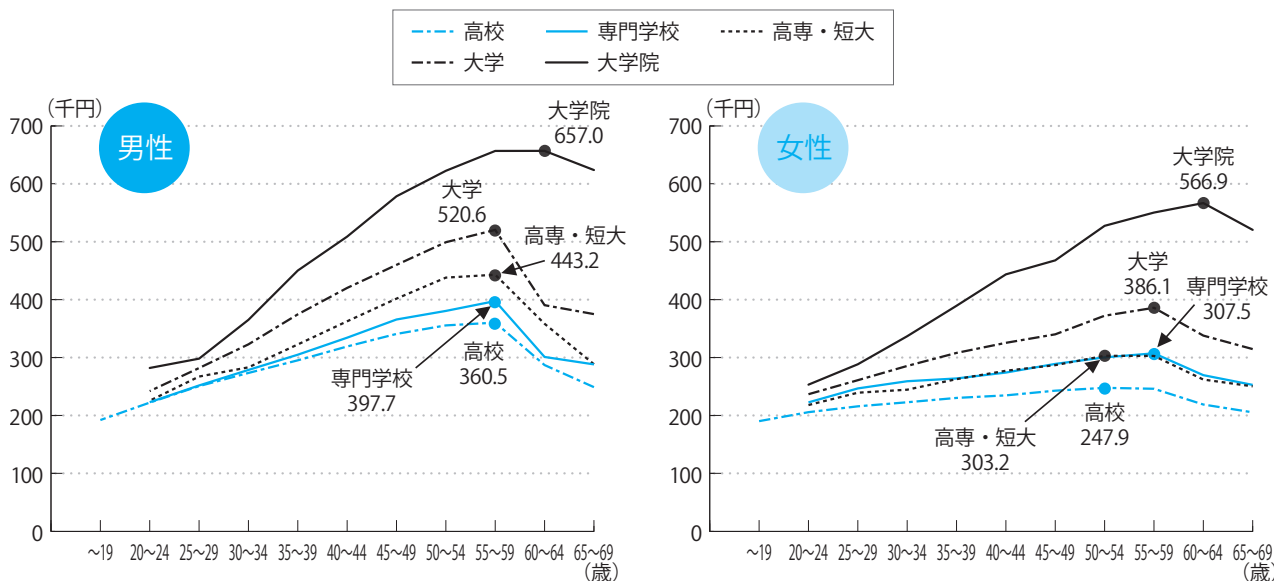
年齢階級	男女計			男			女		
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	年齢階級間賃金格差(20～24歳=100)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	年齢階級間賃金格差(20～24歳=100)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	年齢階級間賃金格差(20～24歳=100)
年齢計 <sup>1)</sup>	318.3	2.1	141.7	350.9	2.6	153.0	262.6	1.4	119.6
～19歳	190.0	3.1	84.6	191.1	1.8	83.3	188.4	5.6	85.8
20～24	224.6	2.8	100.0	229.3	4.0	100.0	219.6	1.5	100.0
25～29	258.3	2.8	115.0	267.8	3.3	116.8	245.8	2.1	111.9
30～34	286.0	1.8	127.3	302.1	1.7	131.7	259.6	2.2	118.2
35～39	314.8	0.7	140.2	337.9	0.6	147.4	270.1	0.7	123.0
40～44	338.8	1.5	150.8	371.8	2.3	162.1	276.8	0.4	126.0
45～49	355.7	1.9	158.4	396.9	2.3	173.1	281.7	1.1	128.3
50～54	371.1	1.8	165.2	417.7	1.7	182.2	285.9	2.4	130.2
55～59	376.4	1.7	167.6	427.4	2.6	186.4	281.7	0.6	128.3
60～64	305.9	3.5	136.2	334.2	3.9	145.7	246.6	3.9	112.3
65～69	269.8	4.7	120.1	293.3	6.8	127.9	217.1	0.4	98.9
年齢(歳)	43.9			44.6			42.6		
勤続年数(年)	12.4			13.8			9.9		

注：1)年齢計には70歳以上の労働者を含む。

### (3)学歴別にみた賃金

学歴別に賃金をみると、男女計では、高校281.9千円、専門学校300.2千円、高専・短大297.4千円、大学369.4千円、大学院476.7千円となっている。男女別にみると、男性では、高校306.15千円、大学399.9千円、女性では、高校230.5千円、大学299.2千円となっている。

学歴別に賃金がピークとなる年齢階級をみると、男性では、高校、専門学校、高専・短大、大学及び大学院で55～59歳、女性では、高校、専門学校、高専・短大、大学及び大学院で55～59歳となっている。(第3図)

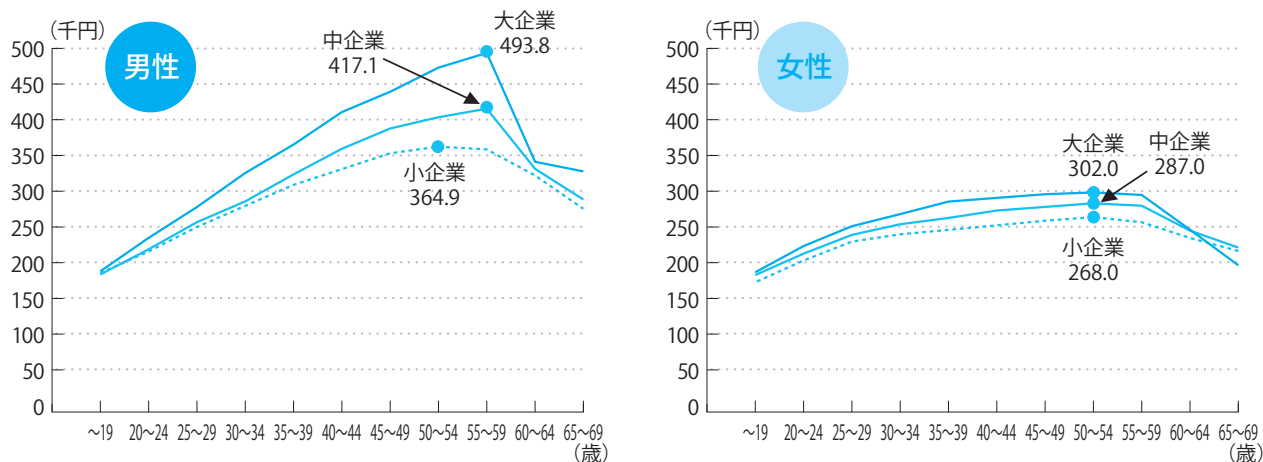


第3図 学歴、性、年齢階級別賃金 (令和5年)

#### (4) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男女計では、大企業 346.0 千円、中企業 311.4 千円、小企業 294.0 千円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 386.7 千円、中企業 341.6 千円、小企業 319.8 千円、女性では、大企業 274.6 千円、中企業 262.5 千円、小企業 248.4 千円となっている。

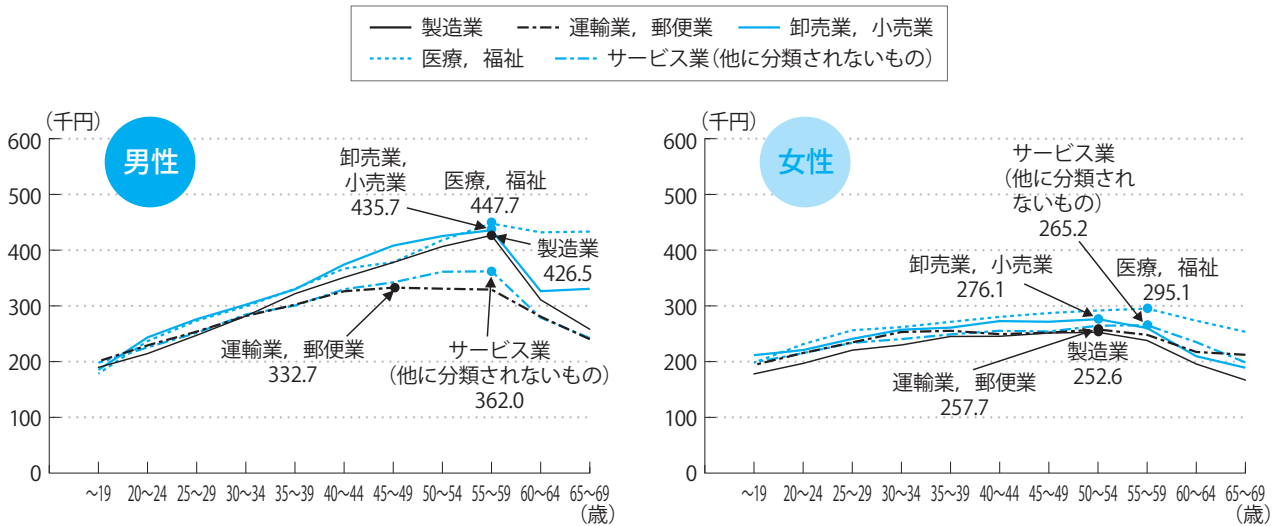
企業規模間賃金格差(大企業=100)は、男性で、中企業 88.3、小企業 82.7 女性で、中企業 95.6、小企業 90.5 となっている。(第4図)



第4図 企業規模、性、年齢階級別賃金 (令和5年)

#### (5) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(410.2 千円)が最も高く、次いで「学術研究, 専門・技術サービス業」(396.6 千円)となっており、「宿泊業, 飲食サービス業」(259.5 千円)が最も低くなっている。男女別にみると、男性では「金融業, 保険業」(497.5 千円)、女性では「電気・ガス・熱供給・水道業」(341.2 千円)が最も高くなっており、男性では「宿泊業, 飲食サービス業」(290.1 千円)、女性では「宿泊業, 飲食サービス業」(221.7 千円)が最も低くなっている。(第5図)

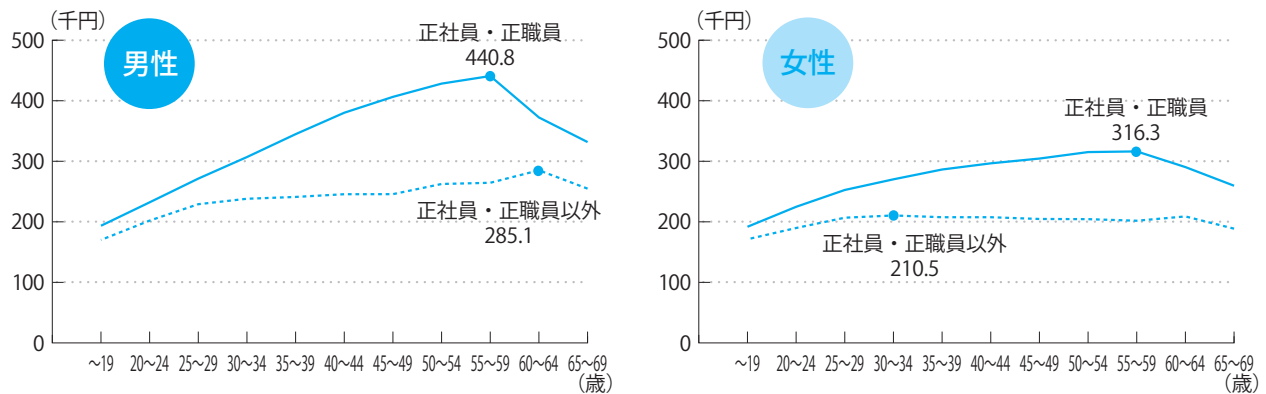


第5図 主な産業、性、年齢階級別賃金(令和5年)

(6) 雇用形態別にみた賃金

雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 336.3 千円に対し、正社員・正職員以外 226.6 千円となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 363.6 千円に対し、正社員・正職員以外 255.0 千円、女性では、正社員・正職員 281.8 千円に対し、正社員・正職員以外 203.5 千円となっている。

雇用形態間賃金格差(正社員・正職員=100)は、男女計 67.4、男性 70.1、女性 72.2 となっている。男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業(60.8)で、産業別では「卸売業、小売業」(61.5)となっている。(第3表、第6図)



第6図 雇用形態、性、年齢階級別賃金(令和5年)

(7) 役職別に見た賃金

一般労働者のうち、雇用期間の定めのない者について、役職別の賃金をみると、男女計では、部長級 596.0 千円、課長級 490.8 千円、係長級 370.8 千円となっている。男女別にみると、男性では、部長級 604.1 千円、課長級 500.7 千円、係長級 382.3 千円、女性では、部長級 521.0 千円、課長級 430.8 千円、係長級 335.9 千円となっている。(第4表)



第3表 雇用形態、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び雇用形態間賃金格差(令和5年)

年齢階級	男女計					男					女				
	正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外			正社員・正職員		正社員・正職員以外		
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	雇用形態間賃金格差 <sup>1)</sup>	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	雇用形態間賃金格差 <sup>1)</sup>	賃金(千円)	対前年増減率(%)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	雇用形態間賃金格差 <sup>1)</sup>
年齢計 <sup>2)</sup>	336.3	2.5	226.6	2.4	67.4 (67.5)	363.6	2.8	255.0	3.0	70.1 (70.0)	281.8	2.0	203.5	2.3	72.2 (72.0)
～19歳	192.8	4.2	170.7	0.4	88.5 (91.9)	193.5	2.7	170.1	-1.2	87.9 (91.4)	191.8	7.0	171.2	1.9	89.3 (93.8)
20～24	228.7	3.5	194.8	-0.7	85.2 (88.8)	232.2	4.6	202.0	-2.0	87.0 (92.9)	224.8	2.2	189.8	0.9	84.4 (85.5)
25～29	263.6	3.0	216.4	1.9	82.1 (83.0)	271.4	3.5	229.1	1.2	84.4 (86.3)	252.6	2.2	206.8	2.5	81.9 (81.6)
30～34	294.1	2.0	221.4	2.7	75.3 (74.7)	307.0	1.8	238.1	1.8	77.6 (77.5)	270.2	2.4	210.5	4.1	77.9 (76.7)
35～39	327.0	1.1	220.5	3.4	67.4 (65.9)	344.8	0.9	241.1	3.3	69.9 (68.3)	286.4	1.1	207.6	2.7	72.5 (71.4)
40～44	354.6	2.0	220.6	1.4	62.2 (62.6)	380.2	2.6	245.6	0.5	64.6 (65.9)	296.6	0.8	207.6	2.0	70.0 (69.2)
45～49	374.5	2.2	217.7	2.3	58.1 (58.1)	406.4	2.7	245.7	2.4	60.5 (60.6)	304.5	1.4	204.7	1.5	67.2 (67.1)
50～54	394.3	1.8	222.2	4.9	56.4 (54.7)	428.3	1.6	262.5	8.9	61.3 (57.2)	315.2	2.5	204.4	2.2	64.8 (65.1)
55～59	404.8	2.2	221.7	2.3	54.8 (54.7)	440.8	2.3	264.5	7.0	60.0 (57.4)	316.3	1.9	201.8	1.0	63.8 (64.4)
60～64	349.3	5.9	256.9	1.0	73.5 (77.1)	372.4	6.2	285.1	0.5	76.6 (80.9)	290.4	5.0	208.9	4.9	71.9 (72.0)
65～69	312.7	5.4	231.7	4.9	74.1 (74.5)	331.7	7.3	254.8	7.1	76.8 (77.0)	259.6	0.3	188.7	1.6	72.7 (71.8)
年齢(歳)	42.7		49.7			43.6		52.3			40.9		47.6		
勤続年数(年)	12.9		9.5			14.2		11.1			10.4		8.3		

注：1)正社員・正職員=100。( )内は、令和4年の数値である。

2)年齢計には70歳以上の労働者を含む。

第4表 役職、性別賃金、対前年増減率及び役職・非役職間賃金格差(令和5年)

役職	男女計					男					女				
	賃金(千円)	対前年増減率(%)	役職・非役職間賃金格差(非役職者=100)	年齢(歳)	勤続年数(年)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	役職・非役職間賃金格差(非役職者=100)	年齢(歳)	勤続年数(年)	賃金(千円)	対前年増減率(%)	役職・非役職間賃金格差(非役職者=100)	年齢(歳)	勤続年数(年)
部長級	596.0	1.7	204.7	52.8	22.5	604.1	1.9	193.7	52.9	22.8	521.0	0.2	200.2	52.4	19.5
課長級	490.8	0.8	168.6	49.2	20.9	500.7	1.0	160.5	49.2	21.2	430.8	-1.0	165.5	49.4	19.3
係長級	370.8	0.5	127.4	45.4	17.6	382.3	0.8	122.6	45.5	18.0	335.9	-0.5	129.0	45.4	16.6
非役職者	291.1	3.4	100.0	41.2	10.6	311.9	3.6	100.0	41.5	11.4	260.3	2.8	100.0	40.7	9.4

(8)在留資格区分別にみた賃金

外国人労働者の賃金は232.6千円で、在留資格区分別にみると、専門的・技術的分野(特定技能を除く)296.7千円、特定技能198.0千円、身分に基づくもの264.8千円、技能実習181.7千円、その他(特定活動及び留学以外の資格外活動)231.3千円となっている(第5表)。

第5表 外国人労働者の在留資格区分別賃金及び対前年増減率(令和5年)

在留資格区分 <sup>1)</sup>	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	232.6	-6.4	33.0	3.2
専門的・技術的分野(特定技能を除く)	296.7	-1.0	31.8	3.0
特定技能	198.0	-3.7	28.9	2.4
身分に基づくもの	264.8	-5.7	44.7	5.7
技能実習	181.7	2.2	26.2	1.7
その他(特定活動及び留学以外の資格外活動)	231.3	4.7	30.8	2.5

注：1) 在留資格区分については、5頁「主な用語の定義「在留資格区分」」を参照。「留学(資格外活動)」を含めた6区分となる。

### (9) 新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 186.8 千円、専門学校 214.5 千円、高専・短大 214.6 千円、大学 237.3 千円、大学院 276.0 千円となっている(第6表)。

第6表 新規学卒者の性、学歴別賃金及び対前年増減率(令和5年)

性	高校		専門学校		高専・短大		大学		大学院	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
男女計	186.8	3.1	214.5	0.9	214.6	6.1	237.3	3.9	276.0	3.0
男	189.0	3.1	210.8	1.8	222.8	9.2	240.3	4.6	283.2	4.2
女	183.2	3.2	217.0	0.2	211.7	4.9	234.3	3.1	260.8	1.5

### (10) 都道府県別にみた賃金

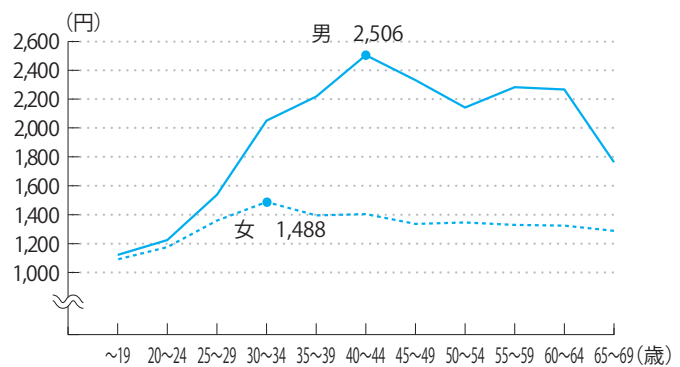
都道府県別の賃金をみると、全国計(318.3 千円)よりも賃金が高かったのは5都府県(栃木県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府)となっており、最も高かったのは、東京都(368.5 千円)となっている。

## 2 短時間労働者の賃金

### (1) 性別にみた賃金

短時間労働者の1時間当たり賃金は、男女計 1,412 円、男性 1,657 円、女性 1,312 円となっている。

男女別に1時間当たり賃金を年齢階級別にみると、最も1時間当たり賃金が高い年齢階級は、男性では40~44歳で2,506円、女性では、30~34歳で1,488円となっている。(第7図)



第7図 短時間労働者の性、年齢階級別1時間当たり賃金(令和5年)

### (2) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に1時間当たり賃金をみると、男女計では、大企業 1,358 円、中企業 1,526 円、小企業 1,396 円となっている。男女別にみると、男性では、大企業 1,516 円、中企業 1,920 円、小企業 1,677 円、女性では、大企業 1,287 円、中企業 1,381 円、小企業 1,291 円となっている。(第7表)

第7表 短時間労働者の企業規模、性別1時間当たり賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差(令和5年)

企業規模	男女計			男			女		
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	企業規模間賃金格差(大企業=100)
大企業	1,358	3.9	100.0	1,516	4.0	100.0	1,287	3.0	100.0
中企業	1,526	2.2	112.4	1,920	-1.5	126.6	1,381	4.1	107.3
小企業	1,396	4.3	102.8	1,677	6.5	110.6	1,291	3.3	100.3

(3) 産業別にみた賃金

産業別に1時間当たり賃金をみると、男女計では「教育、学習支援業」(2,584円)、男性では「医療、福祉」(3,981円)、女性では「教育、学習支援業」(2,189円)が最も高くなっている(第8表)。

第8表 短時間労働者の産業、性別1時間当たり賃金及び対前年増減率(令和5年)

産業	男女計		男		女	
	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)	1時間当たり賃金(円)	対前年増減率(%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1,299	-1.1	1,365	-6.5	1,223	3.5
建設業	1,577	11.9	1,769	10.2	1,430	12.4
製造業	1,171	-0.5	1,317	-5.0	1,132	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	1,579	-2.8	1,803	-2.1	1,400	-1.3
情報通信業	1,633	7.4	1,732	-23.5	1,599	22.9
運輸業、郵便業	1,289	4.2	1,425	6.4	1,188	2.5
卸売業、小売業	1,204	5.9	1,268	8.6	1,176	4.4
金融業、保険業	1,640	6.0	2,087	1.5	1,603	7.1
不動産業、物品賃貸業	1,252	0.3	1,232	-3.8	1,264	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	1,712	1.2	2,098	-5.6	1,545	5.9
宿泊業、飲食サービス業	1,136	2.8	1,141	2.3	1,134	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	3.6	1,281	6.2	1,241	2.3
教育、学習支援業	2,584	5.6	3,193	6.7	2,189	6.7
医療、福祉	2,017	6.9	3,981	10.2	1,608	3.9
複合サービス事業	1,297	0.2	1,374	-2.5	1,259	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,269	2.0	1,306	2.2	1,252	1.8

※「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」の全文は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou\\_a.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html)

# 職場での熱中症予防対策に 取り組みましょう！

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中

東京労働局 労働基準部 健康課

今年も5月1日から9月30日まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています(7月は重点取組期間)。

各事業場で、①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施、②作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することなど、重点的な対策をお願いします。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 熱中症予防対策にご活用ください

オンライン講習動画など熱中症予防対策情報のポータルサイト

厚生労働省委託事業「職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

東京労働局版 熱中症予防対策リーフレット・ポスター

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00329.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html)

(「東京労働局」「熱中症予防対策」で検索)



公益社団法人東京労働基準協会連合会主催

# 令和6年度熱中症予防セミナーのご案内

足立荒川労働基準協会支部・上野労働基準協会支部・王子労働基準協会支部共催

## 「熱中症予防教育セミナー」

第1回 令和6年5月29日(水) 13:00~17:00

第2回 令和6年7月5日(金) 13:00~17:00

**会場** 第1回 上野区民館401集会室 台東区池之端1-6-12

第2回 東京城東職業能力開発センター 1階実習室 足立区綾瀬5-6-1

**内容** ①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例

中央労働基準協会支部主催

## 「熱中症予防管理者(指導員)研修」

第1回 令和6年6月11日(火) 13:00~17:00

第2回 令和6年6月26日(水) 13:00~17:00

**会場** 第1回、第2回とも 中労基協ビル4階ホール 千代田区二番町9-8

**内容** ①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例

※お申込みは各支部のホームページをご覧ください。



# 休憩室

BREAK  TIME

## 白銀の世界を求めて



もう5月の連休が終わる頃にはほとんどのスキー場がクローズとなり、また来シーズンの営業が始まるのを楽しみに待つのが毎年のこと。

冬はもっぱら、どこかのスキー場で一日中スキーをするのが楽しみです。天気が良ければ、今の限界スピードで全身で風を感じる爽快感は日ごろのストレスを吹き飛ばします。

お気に入りには白馬 八方尾根スキー場ですが、北海道で極寒に耐えながらのパウダースノーは忘れられない感覚になります。

そんな冬のひとときが思いもよらない新型コロナの襲来によって一変し、永年続けて来たものがコロナ禍で途切れて4年になってしまいました。

それでもまたあの天気の良い日の山頂からの眺めと滑り降りる滑走の気持ちよさのスキーの醍醐味を味わいたく足腰を鍛え直してシーズンに備えようと思っています。

これを書きながら、かつてカナダのウィスラーリゾートへスキーに行った時、その広大さに感動し数年後に再び同スキー場を訪れ、次はフランスのティニュー&バルディゼールへ行きたいと夢に描いていたことを思い起こしました。

これからも色々な体験を楽しみたいと思います。



Jack

# 行政の窓から

その516

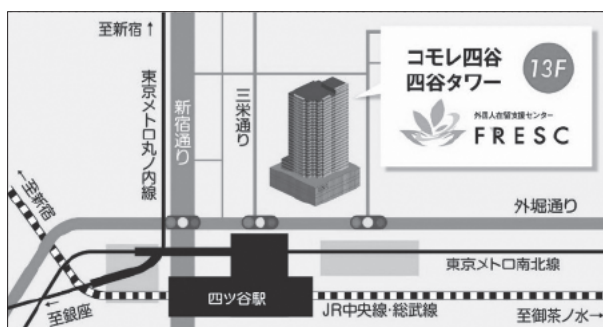
## 外国人労働者相談コーナー 一部移転のお知らせ

東京労働局 労働基準部 監督課

新宿労働基準監督署(新宿区百人町)で受け付けているミャンマー語・タイ語・インドネシア語による労働条件などの相談コーナーを、令和6年4月1日より外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内の「外国人特別相談・支援室」に移転しました。

外国人特別相談・支援室ではこれまでの7言語(英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・カンボジア語(クメール語)・モンゴル語)に上記3言語を加えた10言語で対応しています。

対応言語	開設日				
	月	火	水	木	金
英語	●	●	●	●	●
中国語	●	●	●	●	●
タガログ語	●	●	●		●
ベトナム語		●		●	●
ネパール語	●	●	●	●	
カンボジア語 (クメール語)			●		
モンゴル語					●
+令和6年4月1日以降、3言語追加となります。					
インドネシア語		●			
タイ語				●	
ミャンマー語					●



東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー 13F  
外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内  
☎ 03-5361-8728

**相談時間** 9:30-16:30(12:00-13:00 除く)

**アクセス** JR 中央線/総武線 四ツ谷駅徒歩1分  
東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅徒歩1分  
東京メトロ南北線 四ツ谷駅徒歩3分

**相談内容** 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

※窓口相談に来られる際は、事前に予約願います。

新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の対応言語・開設日は次ページをご覧ください。

厚生労働省においても「外国人労働者向け相談ダイヤル」「労働条件相談ほっとライン」で労働条件に関する問題について法令の説明や関係機関の紹介等を行います。詳細はこちら→



## 新宿労働基準監督署・品川労働基準監督署の外国人労働者相談コーナーのご案内

**相談内容** 賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

**相談時間** 9：30-16：30(12：00-13：00 除く)

※窓口相談に来られる際は、事前に予約願います。

### 新宿労働基準監督署

※ミャンマー語・タイ語・インドネシア語については、令和6年4月1日以降、FRESC(フレスク)内の外国人特別相談・支援室で相談を受け付けることとなりました。

対応言語	開設日				
	月	火	水	木	金
英語	●	●			
中国語		●		●	●
韓国語			●	●	●

〒169-0073

新宿区百人町 4-4-1

新宿労働総合庁舎 4F

☎ 03-5338-5582

**アクセス** JR 線 高田馬場駅戸山口下車徒歩 5 分  
西武線 高田馬場駅戸山口下車徒歩 7 分  
東西線 高田馬場駅徒歩 10 分

### 品川労働基準監督署(令和6年4月1日以降も変更ありません。)

対応言語	開設日				
	月	火	水	木	金
中国語			●		●
タガログ語	●			●	

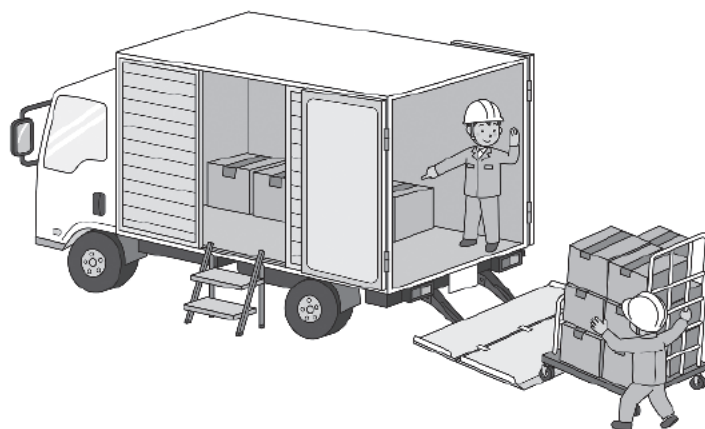
〒141-0021

品川区上大崎 3-13-26

☎ 03-3440-7556

**アクセス** JR 線 目黒駅又は五反田駅徒歩 7 分

# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

## 改正のあらまし

①

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

②

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

③

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

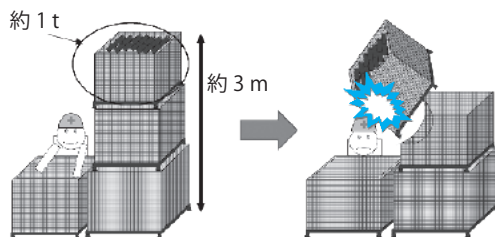
# 積み上げられた 金属製コンテナが崩壊して死亡

## 災害発生状況

業種 製造業

職種 品質検査員

被災者は、製品の品質検査を担当する労働者。3段に積み上げられた金属製コンテナ(以下「コンテナ」という。それぞれの重量は約1t)の付近で、別のコンテナに入れられた製品の検品作業を行っていた。突然2段目のコンテナの枠が内側に変形したことより、崩壊した3段目のコンテナが被災者の頭部に落下して、死亡した。被災者は保護帽を着用していたが、コンテナが落下した衝撃により大きく割れていた。災害発生の経緯は以下のとおり。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

- ①3段に積み上げられたコンテナは、同僚がフォークリフトを使用して積み上げたものであったが、一時的な保管であったため、ロープで縛る等崩壊を防止するための対策は講じられていなかった。
- ②積み上げられたコンテナの付近には、立ち入り禁止の措置は講じられておらず、被災者を含めた労働者は容易に立ち入ることができた。
- ③事業場では、「コンテナは最大4段までとし、下段から重量物を積み上げる」といった作業手順が定められていたが、災害発生時は、最上段のコンテナが最も重く、また、各コンテナのメーカー、寸法及び耐荷重等は異なっていた。
- ④過去において、積み上げられたコンテナが劣化等により破損する事象が発生していたが、死傷災害ではなかったため、崩壊を防止するための対策は講じられていなかった。

## 災害発生原因

- 1 重量物が積み上げられて保管されていたこと。
- 2 重量物が積み上げられていたにもかかわらず、崩壊を防止するための対策が講じられていなかったこと。
- 3 崩壊を防止するための対策が講じられていないにもかかわらず、積み上げられた重量物の付近で作業を行わせたこと。
- 4 コンテナ等使用する器具の修理や廃棄等に係る基準が明確に定められておらず、破損した器具を使用していたこと。
- 5 製品を入れたコンテナ等重量物を取り扱う作業に係るリスクアセスメントを実施していなかったこと。

## 災害防止対策

- 1 重量物を一時保管する場合でも、積み上げることなく、平置きとすること。
- 2 重量物を積み上げる必要がある場合は、崩壊を防止するための対策を講じること。
- 3 重量物が積み上げられた箇所への立ち入りを禁止し、労働者に作業を行わせないこと。
- 4 コンテナ等使用する器具の修理や廃棄等に係る基準及び点検担当者を明確に定め、定期的に点検を行うこと。
- 5 重量物を取り扱う作業に係るリスクアセスメントを実施すること。また、リスクアセスメントの結果に基づき、必要な措置を講ずるよう努めること。



# 令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在 46 人

前年同期 55 人

## ●令和 5 年 死亡災害発生状況(6 年 3 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	2	2	0
建設業	17	26	-9
土木工事業	3	4	-1
建築工事業	11	14	-3
木造家屋建築工事業	0	2	-2
その他の建設業	3	8	-5
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	2	4	-2
ハイヤー・タクシー業	2	0	2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	1	0	1
商業	7	4	3
小売業	2	1	1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	5	-1
ビルメン業	1	3	-2
その他の三次産業	9	10	-1
金融業	0	0	0
警備業	7	5	2
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	1	3	-2
全産業合計	46	55	-9

(注1)左段は6年3月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和 5 年 死傷災害発生状況(6 年 3 月末日)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	705	613	15.0
建設業	1,099	1,088	1.0
土木工事業	189	176	7.4
建築工事業	698	669	4.3
木造家屋建築工事業	48	46	4.3
その他の建設業	212	243	-12.8
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	1,098	1,077	1.9
ハイヤー・タクシー業	427	447	-4.5
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	403	309	30.4
商業	2,014	2,105	-4.3
小売業	1,468	1,569	-6.4
保健衛生業	1,722	1,456	18.3
社会福祉施設	1,331	1,144	16.3
接客娯楽業	1,096	976	12.3
飲食店	850	756	12.4
清掃と畜業	972	966	0.6
ビルメン業	639	626	2.1
その他の三次産業	1,778	1,698	4.7
金融業	106	111	-4.5
警備業	369	354	4.2
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	80	67	19.4
全産業合計	11,394	10,802	5.5

(注1)左段は6年3月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※  
新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

# 令和 6 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

2 人

前年同期

5 人

## ●令和 6 年 死亡災害発生状況 (3 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	0	1	-1
建設業	0	1	-1
土木工事業	0	0	0
建築工事業	0	1	-1
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	0	0	0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	1	2	-1
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	0	1	-1
小売業	0	0	0
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	0	0
金融業	0	0	0
警備業	0	0	0
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	0	0	0
全産業合計	2	5	-3

(注1)左段は本年3月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和 6 年 死傷災害発生状況 (3 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	75	98	-23.5
建設業	146	161	-9.3
土木工事業	23	37	-37.8
建築工事業	99	94	5.3
木造家屋建築工事業	7	7	0.0
その他の建設業	24	30	-20.0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	203	192	5.7
ハイヤー・タクシー業	57	64	-10.9
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	76	62	22.6
商業	301	280	7.5
小売業	231	198	16.7
保健衛生業	200	185	8.1
社会福祉施設	159	150	6.0
接客娯楽業	141	144	-2.1
飲食店	107	109	-1.8
清掃と畜業	168	129	30.2
ビルメン業	115	84	36.9
その他の三次産業	285	243	17.3
金融業	13	10	30.0
警備業	56	57	-1.8
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	9	13	-30.8
全産業合計	1,661	1,571	5.7

(注1)左段は本年3月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
 (注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※  
 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 (注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	5月	6月	7月	8月
受験準備	衛生管理者 (第1種)	センター	学科 4日	27(月)~30(木)	24(月)~27(木)	16(火)~19(金)
		中央支部	学科 3日			9(火)~11(木)
	衛生管理者 (第2種)	センター	学科 3日	27(月)~29(水)	24(月)~26(水)	16(火)~18(木)
		中央支部	学科 2日			9(火)~10(水)
	衛生(特例)	センター	学科 2日	29(水)~30(木)	26(水)~27(木)	18(木)~19(金)
		中央支部	学科 1日			11(木)
衛生管理者	たま研修センタ	学科 2日			25(木)~26(金)	
X線	センター	学科 2日		24(月)~25(火)		

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
  - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
  - 石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
  - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
  - その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。 ■

## 編集後記

まるでスローモーションのように、ゆっくりと時が流れる一瞬であった。四ツ谷駅から麴町駅方向に向かう新宿通り。お洒落な敷石が敷き詰められた歩道。右足の革靴のつま先が、敷石の僅かな段差に引っ掛かった。直ぐに左足を前に出そうとしたが、その左の革靴のつま先も同じ敷石の段差に引っ掛かり、両足が揃った状態で体が前のめりに。地面が目の前に近づいて来る。咄嗟に両手を前に出す。まず両膝が地面にぶつかる衝撃。続いて両手の掌<sup>てのひら</sup>がぶつかる。背負ったリュックサックが頭の上をゆっくりと1回転。体を前に投げ出す状態で倒れ込んだ。

傍らを歩いていた若い女性が「大丈夫ですか!」と駆け寄る。リュックサックが頭に乗り、その重みで立てない。彼女の助けを借りて、ようやく立ち上がることができた。お礼を述べながら段差を見ると、1ミリも無い。人は段差が無くても転ぶというのが、本当だった。

この転倒で、高齢者となった自身の身体能力の低下を実感した。これまでは青・壮年期の労働者を対象とした安全衛生対策であった。しかし、高齢労働者の増加によって、幅広い年齢層を対象とした『フレンドリー』な対策が喫緊の課題と痛感した。そう、段差が無くても人は転ぶ。

東京労働局の「令和6年度の主な重点施策」をまとめた、「東京の労働行政 Profile 2024」。その冒頭には、「安心して働き活躍できる TOKYO へ」とのスローガン。この「TOKYO」とは、「安心して働き活躍できる職場の集合体」でもあろう。このスローガンが示されて1か月が経過した今、「Profile 2024」のページを捲りながら、我が職場を見つめ直す機会を設けてはどうだろうか。

転倒防止のみならず、全ての分野にわたり、意識と設備の双方の改革に挑む令和6年度でありたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	5月	6月	7月	8月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	30(木)~31(金)	20(木)~21(金)	8(月)~9(火)	29(木)~30(金)
		中央・足立荒川	学科 2日	23(木)~24(金)		4(木)~5(金)	
		たま研修センタ	学科 2日	23(木)~24(金)			
	衛生推進者	センター	学科 1日	13(月)	27(木)	24(水)	5(月)
		中央・足立荒川	学科 1日			3(水)	
		たま研修センタ	学科 1日	14(火)		29(月)	22(木)
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	27(月)~28(火)	10(月)~11(火)	3(水)~4(木)	28(水)~29(木)
		中央・足立荒川	学科 2日	20(月)~21(火)		29(月)~30(火)	
		たま研修センタ	学科 1日				
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	22(水)	27(木)	29(月)	21(水)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日				
	アーク溶接	センター	学科 2日	27(月)~28(火)	19(水)~20(木)	22(月)~23(火)	28(水)~29(木)
			実技 1日	29(水)	21(金)	24(水)	30(金)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	21(火)~22(水)	17(月)~18(火)	25(木)~26(金)	26(月)~27(火)
	低圧電気	センター	学科 1日	13(月)	10(月)	8(月)	5(月)
			実技 1日	14(火)/15(水)/16(木)	11(火)/12(水)/13(木)	9(火)/10(水)/11(木)	6(火)/7(水)/8(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日		3(月)		19(月)
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日	14(火)		24(水)	
	テールゲートリフター	センター	学科 1日	13(月)		5(金)	
		中央支部	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日				
	ダイオキシン	センター	学科 1日	30(木)			28(水)
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日		18(火)		
化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日			5(金)		
	中央支部	学科 1日	27(月)			26(月)	
	たま研修センタ	学科 1日	28(火)		23(火)		
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日					
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日					
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	31(金)	28(金)	18(木)	21(水)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日			19(金)		
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日					
衛生管理者能力向上	センター	学科 2日					
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科 半日					
	たま研修センタ	学科 半日					
	上野・王子・足立荒川	学科 半日					
	亀戸・江戸川	学科 1日					
職長教育	センター	学科 2日	7(火)~8(水)	5(水)~6(木)	1(月)~2(火)	1(木)~2(金)	
職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日		20(木)~21(金)			
携帯用丸のご盤	センター	学科・実技 1日	10(金)		4(木)		
KYT	センター	学科 1日	24(金)	10(月)	8(月)	6(火)	
	上野・王子・足立荒川	学科 1日	22(水)				
	亀戸・江戸川	学科 半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日		11(火)/26(水)			
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日	29(水)		5(金)		

## 法定講習会等開催予定 (2024年5月～8月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回のご案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。 (2024年4月16日現在)

講習会名		申込受付	科目	5月	6月	7月	8月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日	9(木)～10(金)		16(火)～17(水)	
		試験	1日	20(月)		29(月)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日			19(金)	
		試験	1日			29(月)	
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		24(月)～25(火)		5(月)～6(火)
		実技	1日		26(水)/27(木)/28(金)		7(水)/8(木)/9(金)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日	13(月)～14(火)		8(月)～9(火)	
		実技	1日	15(水)/16(木)/17(金)		10(水)/11(木)/12(金)	
ガス溶接	センター	学科	1日	23(木)	17(月)	18(木)	26(月)
		実技	1日	24(金)	18(火)	19(金)	27(火)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日	7(火) 中止			
		実技	1日	13(月) 中止			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	7(火)	4(火)	1(月) 30(火)	
		実技	平日	8(水)～10(金)	5(水)～7(金)	2(火)～4(木) 31(水)～8/2(金)	
		土日		8(土)9(日)15(土)			
	たま研修センタ	学科	1日	9(木)		4(木)	
	実技(日野羽村)	3日	12(日)19(日)26(日)		7(日)14(日)21(日)		
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日	20(月)		16(火)	
		実技	1日	21(火)/22(水)/23(木)		17(水)/18(木)/19(金)	
玉掛け	センター	学科	2日	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	22(月)～23(火)	22(木)～23(金)
		実技	1日	27(月)/28(火)/29(水)	19(水)/20(木)/21(金)	24(水)/25(木)/26(金)	26(月)/27(火)/28(水)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日		4(火)～5(水)		
		実技(日野羽村)	1日		9(日)/16(日)		
	たま研修センタ	学科	2日		6(木)～7(金)		
		実技(日野日野)	1日		9(日)/16(日)		
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技	1日		23(日)/30(日)		
木工機械	センター	学科	2日				
プレス機械	センター	学科	2日				
乾燥設備	センター	学科	2日	27(月)～28(火)		30(火)～31(水)	
	たま研修センタ	学科	2日				
はい作業	センター	学科	2日		5(水)～6(木)		19(月)～20(火)
	たま研修センタ	学科	2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	<del>9(木)～10(金)</del>	5(水)～6(木)	1(月)～2(火)	1(木)～2(金)
		中央支部	学科	2日	21(火)～22(水)		25(木)～26(金)
	たま研修センタ	学科	2日	28(火)～29(水)			8(木)～9(金)
鉛	センター	学科	2日			11(木)～12(金)	
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	<del>14(火)～15(水)</del>	11(火)～12(水)	9(火)～10(水)	6(火)～7(水)
		実技	1日	<del>16(木)/17(金)</del>	13(木)/14(金)	11(木)/12(金)	8(木)/9(金)
	中央支部	学科	2日		5(水)～6(木)		28(水)～29(木)
		実技	1日		7(金)		30(金)
	たま研修センタ	学科	2日				
有機溶剤	センター	学科	2日	<del>7(火)～8(水)</del>	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)	21(水)～22(木)
		中央支部	学科	2日	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)	22(月)～23(火)
	たま研修センタ	学科	2日		24(月)～25(火)		
石綿	センター	学科	2日	7(火)～8(水)	3(月)～4(火)	3(水)～4(木)	1(木)～2(金)
		中央支部	学科	2日	21(火)～22(水)	19(水)～20(木)	30(火)～31(水)
	たま研修センタ	学科	2日		26(水)～27(木)		
		上野・王子・足立荒川	学科	2日		13(木)～14(金)	19(金)～20(土)
	金属アーク(限定)	センター	学科	1日		20(木)	